

議案第 18 号

那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正について

那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67
号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月那須烏山市条例第41号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			現 行		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
略			略		
5 市長	那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例（平成17年10月那須烏山市条例第95号）に基づくひとり親家庭の親と子に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		5 市長	那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例（平成17年10月那須烏山市条例第95号）に基づくひとり親家庭の親と子に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
6 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳に登録されてない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を一意に特定するために宛名番号を付番及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
7 教育委員会	教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの		6 教育委員会	教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	
8 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に	地方税関係情報であって規則で定めるもの	1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で			住民票関係情報であって規則で

	基づく地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの <u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの</u>		基づく地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの
2 市長	那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例に基づく重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	2 市長	那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例に基づく重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	軽度又は中等度の難聴児の補聴器の購入等に要する経費に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	3 市長	軽度又は中等度の難聴児の補聴器の購入等に要する経費に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	那須烏山市遺児手当支給条例に基づく父母の一方又は	地方税関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	那須烏山市遺児手当支給条例に基づく父母の一方又は	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	両方が死亡した児童に対する遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの		両方が死亡した児童に対する遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			
6 市長	那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例に基づくひとり親家庭の親と子に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	6 市長	那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例に基づくひとり親家庭の親と子に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
<u>7 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの			
<u>8 市長</u>	<u>法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>9 教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給に関する情報であって			

			<u>規則で定めるもの</u>				
別表第3（第6条関係）				別表第3（第6条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	教育基本法及び学校教育法に基づく経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護法 _____による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	教育委員会	教育基本法及び学校教育法に基づく経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの				地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当法 _____ _____に基づく児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの				児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
教育委員会	<u>住登外者宛番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。